

利用者のために

I 農業集落類型別統計の概要

本統計書は、都市化、混住化の進行と、他方では過疎化の進行、兼業化に伴う農家構成の多様化、高齢化の進行等による農業・農村構造の現状と変容を明らかにするため、2010年世界農林業センサス農山村地域調査の調査対象である13万9,176農業集落について、2010年世界農林業センサス農林業経営体調査及び農山村地域調査の主要な項目を一体的に表章するため、農林業経営体や農業集落の状況を様々な属性区分により集計し作成したものである。

II 農業集落の概念

1 農業集落とは

市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

2 農林業センサスにおける「農業集落」設定経過

(1) 昭和30年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）

「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である。」と定義し、市区町村区域の一部において農業上形成されている地域社会のことを意味している。

具体的には、行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から、農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めた。

(2) 1970年世界農林業センサス

農業集落は農家の集団であるという点で臨農の定義を踏襲しているが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点を置いて設定した。この意味で農業集落の範囲を属地的にとらえ、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落の区域とした。

(3) 1980年世界農林業センサス以降

農業集落の区域は、農林業センサスにおける最小の集計単位であると同時に、農業集落調査の調査単位であり、統計の連続性を考慮して農業集落の区域の修正は最小限にとどめることとし、原則として踏襲した。

(4) 2005年農林業センサス以降

これまでの農業集落の区域の認定方法と同様に、市区町村の合併・分割、土地区画整理事業などにより従来の農業集落の地域範囲が現状と異なった場合は、現況に即して修正を行い、それ以外の場合は、踏襲することとした。

Ⅲ 農業集落類型の設定

1 農業集落類型設定の考え方

農業・農村構造の現状と変容を明らかにするため、以下の視点により農業集落の類型化を行った。

(1) 総農家数規模別類型

農業集落の総農家数規模により区分した。

(2) 農家率別類型

農業集落の農家率（総世帯数に対する総農家数の割合）により区分した。

(3) 主業農家・組織経営体の有無別類型

農業集落内の主たる農業構成員である主業農家及び組織経営体の状況を表す指標として、その有無別により区分した。

(4) 法制上の地域指定別構成員別類型

農業集落を取り巻く法制上の地域指定状況と構成員の関係を明らかにするため、以下の地域指定状況ごとに農家率、主業農家及び組織経営体の有無別に区分した。

ア 農業振興地域別

〈第1次区分〉

農業振興地域の指定の有無により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落の農家率及び主業農家ないし組織経営体の有無により区分した。

イ 山村・過疎・特定農山村地域別

〈第1次区分〉

振興山村地域、過疎地域及び特定農山村地域の指定の有無により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落の農家率及び主業農家ないし組織経営体の有無により区分した。

(5) 農業集落主位作目別類型

農業生産の地域における経営部門の特色や産地化形成の状況を見る指標として、農業集落における販売農家のうち、農産物販売金額第1位部門の割合が最も高い作目別に区分した。

(6) 65歳未満農業専従者がいる農家率別類型

農業集落における農業労働力の保有状況や農業生産の安定度を家からみた指標として、農業集落の販売農家数に対する65歳未満の農業専従者がいる農家数の割合により区分した。

(7) 社会経済的立地条件別類型

農業集落と地域社会の中心地区との関係を見る指標として、農業集落の中心地から最も近いD I D（人口集中地区）までの所要時間により区分した。

2 農業集落類型と区分基準

(1) 総農家数規模別類型

総農家数規模
9 戸 以下
1 0 ～ 2 9
3 0 ～ 4 9
5 0 ～ 9 9
1 0 0 ～ 1 4 9
1 5 0 戸 以上

注：総農家数とは、2010年世界農林業センサス農林業経営体調査における総農家数である。

(2) 農家率別類型

農 家 率
1 0 % 未 満
1 0 ～ 3 0
3 0 ～ 5 0
5 0 ～ 7 0
7 0 ～ 9 0
9 0 % 以上

注：農家率とは、当該農業集落における総世帯数に対する総農家数の割合である。

(3) 主業農家・組織経営体の有無別類型

主業農家・組織経営体の有無		
主業農家	あり	組織経営体あり
		組織経営体なし
	なし	組織経営体あり
		組織経営体なし

(4) 法制上の地域指定別構成員別類型

ア 農業振興地域別

第1次区分 (法制上の地域指定)		第2次区分 (農家率)	第2次区分 (主業農家・組織経営体の有無)		
農業振興地域	農用地区域	10 % 未満	主業農家	あり	組織経営体あり
		10 ~ 30			組織経営体なし
		30 ~ 50		なし	組織経営体あり
		50 ~ 70			組織経営体なし
		70 ~ 90			組織経営体なし
	90 % 以上	同上	同上		
農用地区域外	同上	同上	同上	同上	
農業振興地域外		同上	同上	同上	同上

注：それぞれの区分の考え方は次のとおりである。

第1次区分	当該農業集落の法制上の地域指定状況
第2次区分	農家率：当該農業集落における総世帯数に対する総農家の割合 主業農家・組織経営体：2010年世界農林業センサス農林業経営体調査における概要

イ 山村・過疎・特定農山村地域別

第1次区分 (法制上の地域指定)		第2次区分 (農家率)	第2次区分 (主業農家・組織経営体の有無)		
振興山村地域		10 % 未満	主業農家	あり	組織経営体あり
		10 ~ 30			組織経営体なし
		30 ~ 50		なし	組織経営体あり
		50 ~ 70			組織経営体なし
		70 ~ 90			組織経営体なし
	90 % 以上	同上	同上		
過疎地域	同上	同上	同上	同上	
特定農山村地域	同上	同上	同上	同上	
振興山村地域と過疎地域の重複	同上	同上	同上	同上	
振興山村地域と特定農山村地域の重複	同上	同上	同上	同上	
過疎地域と特定農山村地域の重複	同上	同上	同上	同上	
振興山村地域と過疎地域と特定農山村の重複	同上	同上	同上	同上	
振興山村地域と過疎地域と特定農山村地域のいずれにも指定なし	同上	同上	同上	同上	

注：それぞれの区分の考え方は、次のとおりである。

第1次区分	当該農業集落の法制上の地域指定状況
第2次区分	農家率：当該農業集落における総世帯数に対する総農家の割合 主業農家・組織経営体：2010年世界農林業センサス農林業経営体調査における概要

(5) 農業集落主位作物別類型

当該農業集落における販売農家のうち、農産物 販売金額第1位部門の割合が最も高い作物
稲 作
麦 類 作
雑穀・いも類・豆類
工芸農作物
施設野菜
露地野菜
果 樹 類
花き・花木
その他の作物
畜産（養蚕を含む。）
販売農家なし

(6) 65歳未満農業専従者がいる農家率別類型

当該農業集落の販売農家数に対する65歳未満 の農業専従者がいる農家数の割合
10%未満
10～20
20～30
30～40
40～50
50%以上
65歳未満の農業専従者がいる農家なし
農業従事者がいる農家なし

(7) 社会経済的立地条件別類型

DIIDまでの所要時間別
15分未満
15分～30分
30分～1時間
1時間～1時間半
1時間半以上

IV 統計表の編成

1 統計表の概要

統計表の表章範囲は、全国農業地域及び各都道府県別である。

2 全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域

統計表に用いた全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域は次のとおりである。

(1) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	(北関東、南関東、東山)
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東山	山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	(山陰、山陽)
山陰	鳥取、島根
山陽	岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	(北九州、南九州)
北九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南九州	宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

(2) 地方農政局管轄区域

区分	所属都道府県名
東北農政局	(1)の東北の所属都道府県と同じ。
北陸農政局	(1)の北陸の所属都道府県と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	(1)の近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	(1)の九州の所属都道府県と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局、九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

V 用語の解説

1 農業集落

農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

2 農林業経営体

農業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 農作業の受託の事業

組織経営体

複数世帯で事業を行う者（「家族経営体」に該当しない者）をいう。

3 総農家等

農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家

経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

4 主業農家

主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

5 農業労働力

（農業）専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

6 土地

経営耕地

調査期日現在で農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

7 販売目的の作物

販売目的の作物

販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。
また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた。
なお、作物について露地及び施設別に区分した。

露地

屋根などの覆いのない土地をいう。

施設

ビニールハウス、ガラス室などで、その中で普通の姿勢で作業できるものをいう。
なお、雨よけ程度のものや、水稻の育苗だけ、又は、きのこの栽培だけに使ったものはここには含めない。

8 販売目的の家畜

乳用牛

現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。
なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。

肉用牛

肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。
乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

豚	子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚及び自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。
採卵鶏	卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。 種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。 なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。
ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。 なお、肉用種、卵用種は問わない。

9 農業経営の取り組み

農業生産関連事業	「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」等農業生産に関連した事業をいう。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
消費者に直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。

10 法制上の地域指定

農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第6条第1項に基づき指定されている区域をいう。
--------	---

振興山村地域	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に基づき指定されている区域をいう。
過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。
特定農山村地域	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（略称：特定農山村法）（平成5年法律第72号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。

11 農業集落の立地条件

D I D（人口集中地区）	平成17年国勢調査において、人口密度約4,000人/km ² 以上の国勢調査基本単位区が幾つか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。 (D I D : Densely Inhabited District)
D I Dまでの所要時間	当該農業集落の居住者が普段利用している交通手段（自動車、バス、電車等）によることとし、その起点は、当該農業集落のランドマークとし、終点は、D I Dの中心地とする。 離島の農業集落で船舶や空路を利用する場合はその所要時間を含める。 なお、居住者が普段利用している交通手段については、利用者数が最も多いものとする。 ここでの「農業集落のランドマーク」とは、人家の最も多く集まっているところとし、人家が散在している場合は、農業集落の集会所等がある場所とする。なお、人家が散在しておりかつ集会所が複数ある場合は、最も多くの農家が利用する集会所がある場所をランドマークとする。 また、「D I Dの中心地」とは、人家の最も多く集まっている場所とするが、判断が難しい場合には、例えば市区町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市区町村役場が所在していた場所などとする。

12 実行組合

実行組合	農業生産活動における最も基礎的な農家集団である。 具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。 ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めない。
------	--

13 地域資源

地域資源	本調査では、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいう。
農地	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。

森林	森林法(昭和26年法律第249号)第2条にいう「森林」をいう。
ため池・湖沼	かんがい用水をためておく人工又は天然の池をいう。
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。 なお、農業用又は生活用の用排水路は除く。
農業用排水路	農業用の用水又は排水のための施設をいう。

なお、上記以外の用語については、2010年世界農林業センサスに関する以下の報告書の「利用者のために」の項を参照されたい。

- (1) 農林業経営体調査に関する事項
第2巻 農林業経営体調査報告書 一総括編一
- (2) 農山村地域調査に関する事項
第7巻 農山村地域調査報告書

VI 利用上の注意

1 統計数値について

- (1) 農業集落類型別統計の集計対象は農山村地域調査対象農業集落（全域が市街化区域に含まれる農業集落を除いた農業集落）であるため、本統計表における経営体数、経営耕地面積等の数値は「第2巻 農林業経営体調査報告書 一総括編一」とは一致しない。
- (2) 表中に使用した記号は次のとおりである。
「0」・・・単位に満たないもの。(例：0.4ha→0ha)
「-」・・・調査は行ったが事実のないもの。
- (3) 統計数値については、集計過程において四捨五入しているため、各数値の積み上げ値と合計あるいは合計の内訳の計が一致していない場合がある。

Ⅶ 報告書の刊行一覧

農林業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

第1巻 都道府県別統計書（全47冊）

第2巻 農林業経営体調査報告書－総括編－

第3巻 農林業経営体調査報告書－農林業経営体分類編－

第4巻 農林業経営体調査報告書－農業経営部門別編－（全3冊）

〔	第1集	水稻、畑作、小麦、大豆	〕
	第2集	野菜、果樹、花き・花木、施設園芸	
	第3集	酪農、肉用牛、養豚、養鶏	

第5巻 農林業経営体調査報告書－抽出集計編－

第6巻 農業構造動態統計報告書

第7巻 農山村地域調査報告書－都道府県編－

第8巻 農業集落類型別統計報告書

別冊 英文統計書

別巻 総合案内

Ⅷ 問合せ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計第1、2班

電話：03-3502-8111 内線3667

直通：03-6744-2256